

## 平成23年度予算編成方針

我が国の経済は、内閣府の10月の月例経済報告によると「景気は、このところ足踏み状態となっている。また、失業率が高水準にあるなど厳しい状況にある。」としている。国では雇用情勢の改善や国内消費喚起のために、緊急経済対策や経済危機対策を実施してきているが、当面厳しい状況は続くものと予想される。

本市でも、景気低迷の影響は顕著に現れており、平成21年度一般会計決算では歳入歳出ともに前年度より増額しているものの、歳入の内、市税が前年度より約5億5千万円、3.9%減少しており、特に法人市民税は約6億8千万円、50.5%減少している。また、財源不足を補うための臨時財政対策債を約5億7千万円発行している。今後も、景気の回復は不透明であり、税収入がすぐに回復することは期待できない。さらに、国の補助金・交付金の見直し等、特定財源確保の見通しが不透明な点にも注意が必要である。

こうした状況の中、本市では平成23年度から第5次日進市総合計画がスタートする。この計画は、本市が今後とも持続的に発展していくために、地域経営の視点に立ち、だれもが安全・安心に暮らせる、自然と調和した魅力ある住環境都市を市民との協働によって実現していくための羅針盤であり、「いつまでも暮らしやすい みどりの住環境都市」をめざして計画を推進していくものである。

平成23年度の予算編成では、各分野の事務事業に取り組む中で、竹の山地区新設校建設事業、障害者支援拠点整備事業などを実施していかなければならない。こうしたことから、歳入では国県補助金等を積極的に獲得し、また税収確保のため継続的に徴収努力を行い財源を確保する。歳出では、限られた財源のなかで、事務事業評価や施策評価の結果に基づき、また事業の選別化・重点化に取り組み徹底した歳出の見直しを行い、質の高い市民サービスを効率的に提供できるように予算編成を行うこととする。

また、平成21年度決算審査意見書及び監査委員からの指摘事項等を踏まえ、特に委託事業は目的や意義を十分に検討し、設計金額の精査や複数の見積り徴収などにより、経費支出の削減や効率化を徹底し、節度ある財政運営を図るものとする。

以上を十分理解し、別記予算編成基本事項により予算要求の指針とされたい。

## 予算編成基本事項

地方自治法第2条第14項には、地方公共団体の行政運営の指針として、「地方公共団体は、その事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」と規定されています。市民の税金が財源であるという意識のもと、限られた財源を効果的・重点的に執行し、最大の行政効果を発揮させることが必要です。

平成21・22年度の当初予算編成で実施した枠配分方式では、施策を所管する各局の判断による予算編成が可能となり、自主性・自律性の確保とコスト意識の向上が図られました。平成23年度当初予算編成についても、さらに工夫・改善の効果を高められるよう一部改善して引き続き枠配分方式を実施します。

各課室等は、平成23年度からの10年間を計画期間とした「第5次日進市総合計画」の内容を十分理解の上、決算状況や将来予測などを考慮し、行政評価結果を踏まえ、十分に内容を精査した上で予算要求してください。

※（網掛け）は、重要箇所及び変更箇所です。

1. 平成23年度当初予算編成における歳入予算を約220億円（平成22年度当初予算は225億円）と見込み、このうち市税134億円、財政調整基金からの繰入金4億円、市債7億円、その他各種交付金等16億2,500万円による一般財源161億2,500万円を、枠配分額の算定の基礎数値としました。

このうち、職員人件費、特別会計繰出金及び一部事務組合等負担金として必要な一般財源69億2,000万円を除く、92億500万円を枠配分可能な一般財源の額と設定しました。

歳入予算の見込みは、今後の国・県の動向によって大幅に変動する可能性もあり、一般財源の額の大幅な見直しが必要になる場合もあることを念頭に、予算要求してください。

2. 枠配分額は、平成22年度当初予算額及び第5次総合計画における第1次実施計画の査定結果をもとに、現時点で予定される行政サービス等に必要な、各課室等における費用を積み上げた額のうち、一般財源の額を部単位にまとめたものです。

なお、枠配分する一般財源には、分担金及び負担金や使用料及び手数料、国・県補助金などは含まれていないため、予算要求にあたっては、この枠配分された一般財源の額に、歳入予算として通常見込まれる分担金及び負担金、使用料及び手数料、国・県補助金、財産収入、諸収入及び市債を積み上げて行ってください。

予算要求書の内容は最大限尊重しますが、積算内容は全てヒアリングによる査定を行いますので、歳入・歳出予算ともに積算根拠を明確にしてください。

3. 枠配分額に含まれない予算は、職員の人件費、特別会計への繰出金及び一部事務組合への負担金です。
4. 第1次実施計画で承認された事業は、事業展開の方法を十分検討し、必ず査定額を超えない金額で予算要求してください。  
実施計画に未計上または承認されなかった事業の予算要求は認めません。また、次年度以降に財政負担を伴う債務負担行為、継続費についても、実施計画で承認された事業のみを対象とします。
5. 予算編成にあたっては、事業別予算であることを念頭に年間の事業計画を十分に精査した上で慎重な積算を行い、安易な増額補正、流用及び多額な不用額の発生を招くことのないように留意してください。  
財源不足が予想される中、年度途中で特段の事由のない予算の増額補正及び予算流用には応じられません。また、事業内容の変更及び入札による執行残などにより不用額が生じた場合は、他へ流用することなく適切な時期に減額補正してください。
6. 行政評価の結果、経営改革プラン（策定中）の内容は必ず予算に反映させてください。  
行政需要が増大するなか、担当部局において施策における事務事業の優先順位や、実施内容の見直しを図るとともに、事務の合理化・効率化・簡素化により、一層の経費削減に努め、事業の費用対効果を十分検討してください。
7. 監査や検査、決算審査などで指摘された事項は速やかに改善の上、適正に積算してください。
8. 予算を伴う例規等の制定・改正がある場合は、財政課に事前協議が必要です。（予算決算会計規則第27条）
9. 市民や関係機関・団体等に対し予算を伴う約束を交わすことは、予算成立に関する地方自治法及び市の予算編成過程の手続きに反する恐れがある行為ですので、厳に慎んでください。
10. 国・県支出金については、積極的に要望し、総事業費及び補助基準を把握し正確に積算してください。なお、国・県の補助対象事業であっても、大幅な事務量の増加や将来一般財源による負担の増大が見込まれるような事業は安易に要求しないこと。
11. 市税、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料、下水道使用料等に

については、収入未済額の減少及び収納率の向上に努めるとともに、適正に積算してください。

1 2. 寄附等については、積極的に受け入れてください。ただし、利用目的が定まっていない不動産については、財政支出が伴うことがないように十分調整してください。

1 3. 雇人費については、人事課の査定を受けたものに限り、査定額を超えない金額で予算要求してください。

1 4. 委託料は年々増加傾向にあることから、委託業務の内容及び積算根拠を厳しく精査し、削減に努めてください。特に、各種計画策定に係る業務には多大な経費を要しているため、必要性及び委託内容を十分検討し、要求額を精査してください。

1 5. 指定管理者制度を導入している施設が、新たな契約締結を計画している場合、委託の範囲・歳入の受け入れ先等について経営管理課と十分に精査・調整の上で、必要な予算を要求してください。指定期間の終了にともなう契約締結の計画についても同様とします。

また、指定管理者制度の指定期間中の施設にあつては、当該施設の管理状況、事業報告書等の内容を十分に精査の上、積算根拠を明示してください。

1 6. 補助金については、「客観的に公益上必要があると認められる場合においてのみ支出することができる」という基本原則を再確認するとともに、市の施策・社会情勢との整合性・受益者の範囲・市の関与の妥当性などを十分に検討し、所期の目的を達成したものや効果の低いものについては、廃止を含めた制度の見直しを行ってください。

なお、平成19年11月に日進市行政改革推進委員会から提言のあった、「補助金等交付についての提言書」の「補助金の審査結果」は、必ず予算に反映させてください。

1 7. 施設の新設及び更新計画の立案については、既存施設や未利用土地の活用、他の新設予定施設との関連を考慮し、後年のランニングコスト等を算出した上で、適切な時期または規模及び内容を十分検討してください。

1 8. 消耗品及び備品は、入力留意事項の積算基準により区別して計上してください。

1 9. 郵送料は、平成19年度予算から各課で事業別に予算計上していましたが、平成22年度予算からは総務課で一括計上しています。ただし、特別会計、補助金等のために個別に計上すべきものは、所管課で事業別に計上してください。

なお、総務課から各課に対し郵送料の積算資料の提出を求めるので、決算状況や事業計画を考慮し十分精査した上で、必要な額及び所管課で事業別に計上する額を回答

してください。また、郵送料の予算執行にあたり、各課の予定額を超えることがないよう、十分に留意してください。

20. 特別会計への繰出金には多額の一般財源を必要とすることから、各特別会計の所管課は、特別会計の予算編成についても予算編成方針を遵守し、健全な運営に努めてください。

21. 一部事務組合及び外郭団体への負担金及び補助金は、各組合・団体の事業内容を精査し、積極的に見直してください。なお、ヒアリングの際は、所管課に説明を求めます。(ヒアリングには組合・外郭団体職員の同席可とします。)